

重要

かかりつけ医機能報告制度の届出は**医療法により義務**となりました。

令和 8 年 1 月から、病院及び診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）の管理者は毎年 1 月にかかりつけ医機能に関する情報の報告が必要となりました（医療法第 30 条 18 の 4 第 1 項）。

かかりつけ医機能報告制度はかかりつけ医を制度化するものではありません。

国は 2022 年 6 月に閣議決定した経済財政運営の指針「骨太の方針」において、かかりつけ医を制度化し登録制とする法正化を目指しました。これに対して日本医師会が、制度化は自由な意思で医療機関を受診することに制限をかける「フリーアクセスへの規制」になるとして反対を示しました。そこで、まずは国もかかりつけ医を制度化するのではなく、かかりつけ医機能の有無を報告する制度とする方向となり、「かかりつけ医機能報告制度」が始まりました。

しかし、「かかりつけ医機能報告制」で「◎かかりつけ医機能有り」の施設数が少なければ、再び「法制化による制度化と登録制」（フリーアクセスへの規制）へ向かうことが危惧されます。

沖縄県医師会の届出率は 7.34% (2月2日時点)

かかりつけ医機能報告制度の届出期間が令和 8 年 1 月～3 月とされています。手順としては、①MAMIS で「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」修了証を取得し G-MIS を用いて申請、②G-MIS が利用できない環境等では紙媒体による申請の 2 つがありますが、具体的な方法が周知されていないことなどから届出が進んでいません。

MAMIS で「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」修了証を取得するには、過去に①座学研修として「日本医師会生涯学習制度」の受講歴と、②実地研修として日常の地域に根差した医師の活動など合わせて 10 単位があれば第 1 号機能報告「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」で「◎かかりつけ医機能有り」として届出ができます。

現在、本県の報告状況が芳しくないため、**沖縄県医師会では、来る 3 月 11 日（水）19:00～本制度報告に係る操作説明会を実施いたします。**本説明会は届出をサポートする目的で開催し、当日会場では実際の手続きをサポートいたします。詳細は後日対象施設へご案内いたしますので、未だ報告がお済みでない医療機関は是非ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、本会では、対象医療機関が円滑に報告を行えるよう、本会ホームページ内に特設ページを開設しております。こちらもご活用ください。

■沖縄県医師会 HP（かかりつけ医機能報告制度特設ページ）

<https://x.gd/bkIkL>

「県医師会 HP⇒ かかりつけ医機能報告制度について」



かかりつけ医機能報告制度 が始まります！

令和8年1～3月に、都道府県に対して
かかりつけ医機能報告を行うようお願いします

報告を行う対象医療機関

- 特定機能病院及び歯科医療機関を除く、**全ての病院・診療所**が対象です。

医療機関の実施事項

報告

毎年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について都道府県
にご報告をお願いします。

- ※原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告となります。
- ※かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無も報告事項となります。

院内 掲示

かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、**報告した
かかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示**する必要があります。

- ※G-MISにおいて、院内掲示用の様式例を出力できるようにシステム開発を行う予定です。

患者 説明

おおむね4ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる
場合で、**患者・家族から求めがあったときは、治療計画等
についてご説明**をお願いします。

- ※かかりつけ医機能を有する医療機関は、原則、医療法に基づく患者への説明が努力義務となります。



詳しい情報は厚生労働省ホームページへ



厚生労働省「かかりつけ医機能報告制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html



かかりつけ医機能報告制度の概要

制度の目的

- かかりつけ医機能報告制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものです。
- 多くの医療機関に参画いただき、地域で必要なかかりつけ医機能を確保することが重要であり、各医療機関からの報告を受けて、地域で協議を行い、不足する機能を確保する方策を検討・実施していくことが特に重要です。



ご報告いただく内容

- ご報告いただくかかりつけ医機能の内容は、下記のとおりです。
※報告事項の詳細等については、令和7年度中に、厚生労働省から報告マニュアルを发出する予定です。

1号機能

継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

〔報告事項〕

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること（★）
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可）
- 所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能な有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること（★） 等

※★：これらの項目を「可」と報告する医療機関は、「1号機能を有する医療機関」として2号機能の報告を行います。

2号機能

(1) 通常の診療時間外の診療、(2) 入退院時の支援、(3) 在宅医療の提供、(4) 介護サービス等と連携した医療提供

〔報告事項〕

- (1) 通常の診療時間外の診療
 - 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況
 - 自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況 等
- (2) 入退院時の支援
 - 自院又は連携による後方支援病床の確保状況
 - 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
 - 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況
 - 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況
 - 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等
- (3) 在宅医療の提供
 - 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況
 - 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
 - 自院における訪問看護指示料の算定状況
 - 自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等
- (4) 介護サービス等と連携した医療提供
 - 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況
 - 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況
 - 介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称）
 - 地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況
 - ACP（人生会議）の実施状況 等

その他の報告事項

- 健診、予防接種、地域活動（学校医、産業医、警察業務等）、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動 等

病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局 管理者の皆さまへ

～医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度についてのお知らせ～

医療機能情報・薬局機能情報に関する都道府県知事への報告はG-MISから行うため、G-MISの新規ユーザー登録申請を行う必要があります。
※既にG-MISのアカウントをお持ちの機関も全て登録申請を行う必要があります（既存のアカウントに利用機能を紐付けするため）。

■ G-MISで報告された医療機能情報・薬局機能情報は、国が運営する医療機関・薬局検索サイト「医療情報ネット（ナビ）」により公開されます。

■ 全ての病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局が対象ですか？

全ての病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局が医療法第6条の3及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2の規定に基づき、都道府県知事へ報告を行う必要があります。

■ G-MISへのログインに必要なID等はどうやって取得するのですか？

以下に記載しているURL又はQRコードからG-MIS新規ユーザー登録申請を行うことができます。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

※沖縄県医療政策課のHPにG-MIS操作マニュアル、G-MISログイン画面へのリンクを掲載しています。

<https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/iryo/1005807/1006345/1006355.html>

■ G-MISのID等はいつごろ発行されますか？

G-MIS新規ユーザー登録申請を行い、県が承認をしてから通常2週間程度かかりますが、申請が集中した場合は発行までに時間がかかる可能性があります。

◆ G-MIS新規ユーザー登録申請 ◆ 医療情報ネット ◆ 沖縄県医療政策課HP



【お問合せ先】

医療機能情報提供制度：沖縄県保健医療介護部医療政策課 TEL：098-866-2111

薬局機能情報提供制度：沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課 TEL：098-866-2055